

医療機関の勤務環境の改善に関する取組〔山梨県〕(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	山梨県社会保険労務士会 【TEL:055-225-2071】	山梨医療労務管理相談コーナー (山梨労働局委託事業)	人事・労務管理の専門家である医療労務管理アドバイザーが医療機関等を訪問し、勤務環境の改善・向上に向けた相談、助言等を無料で実施します。(電話による相談も可)また、勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関の好事例を収集し、普及を図ります。
	厚生労働省山梨労働局職業安定部職業対策課 【TEL:055-225-2858】	人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。
		人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース)	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成します。
		人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成します。
		人材確保等支援助成金 (設備改善等支援助成コース)	生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賃金アップ)等を図る事業主に対して助成します。
	山梨県福祉保健部医務課 (医療企画担当) 【TEL:055-223-1480】	医業経営アドバイザー派遣事業	診療報酬制度面や医療制度・医事法制度面、組織マネジメント・経営管理面等について、医業経営に関する専門知識を有する医業経営アドバイザーを派遣し、医療機関が取り組む勤務環境改善を支援します。
山梨県福祉保健部医務課 (看護担当) 【TEL:055-223-1484】	就業環境改善アドバイザー派遣事業	看護の質の向上や職場環境、指導管理体制等の改善を希望する病院・有床診療所に、アドバイザーを派遣し、現場の課題に応じた改善策の提案や改善に向けた助言等を行うことにより、魅力ある職場づくりを進め、看護職員の確保・定着を図ります。	
多様な働き方が可能な環境の整備	厚生労働省山梨労働局雇用環境・均等室 【TEL:055-225-2851】	業務改善助成金	事業場内の時間給1,000円未満の労働者の賃金を引き上げ、労働能率の増進に資する設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成するものです。
		時間外労働等改善助成金 (職場意識改善コース)	労働時間等の設定の改善(※)により、所定外労働時間の改善、年次有給休暇の取得促進、所定労働時間の短縮等を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。 ※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇などに関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。
		時間外労働等改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	労働時間等の設定の改善により、時間外労働の上限設定を見直す中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。
		時間外労働等改善助成金 (勤務間インターバル導入コース)	休息時間が9時間以上の勤務間インターバルを新に導入し、就業規則等に規定する中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。(既に導入している勤務間インターバル制度の時間数、適用範囲を拡大する場合も助成対象となります。)
		時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。
		時間外労働等改善助成金 (団体推進コース)	中小企業事業主の団体等が傘下の企業に対して、労働時間等の設定の改善を図るため、セミナーの実施や巡回指導等の取り組みを行う場合、その費用の一部を助成するものです。
		受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するために、喫煙室等の設置を行う中小企業事業主に対し、その経費の2分1(上限100万円)を助成します。
		両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、男性労働者に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に一定額を助成します。
		両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い「介護支援プラン」を作成し、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に一定額を助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)	「育児取得時・職場復帰時/月休復帰支援プログラム」等とし、対象労働者が月休を取得した場合及び当該育児取得者が原職等に復帰した場合に一定額を助成します。 (代替要員確保時)育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に一定額を助成します。
両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース)	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、かつ、希望する者を採用した事業主に一定額を助成します。		
両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して具体的に取り組み、目標を達成した事業主にそれぞれ一定額を助成します。		
就業の促進	ハローワーク甲府人材確保対策コーナー 【TEL:055-232-6060 43#】	「人材確保対策コーナー」による無料相談	無料相談を通して、福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。
		福祉関係求人充足プラン策定支援	福祉関係求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援の実施を行います。
	(公社)山梨県看護協会 山梨県ナースセンター 【TEL:055-226-0110】	ナースセンター事業	未就業看護職者に対し、就業促進や看護業務のPR、資質向上等の支援を行うことにより医療機関等の看護職員の充足を図ります。
	(公社)山梨県看護協会 【TEL:055-226-4288】	潜在看護職員復職研修事業	未就業看護職員に対する再就業のための、復職研修等を実施します。
山梨県子育て就労支援センター (やまなし・しごと・プラザ内) 【TEL:055-226-1188】	「子育て就労支援センター」による無料相談等	子育て中の求職者の仕事と子育ての両立を支援するため、キャリアカウンセラーが子育て中の求職者等に対して、子育て支援等の情報提供や相談、求人情報の提供を無料で行うとともに、併設ハローワークが職業相談・職業紹介を行います。	

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
キャリアアップ・人材育成	厚生労働省山梨労働局職業安定部 職業対策課 【TEL:055-225-2858】	キャリアアップ助成金	非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、一定の取組を実施した事業主に対して助成します。
	厚生労働省山梨労働局職業安定部 訓練室 【TEL:055-225-2861】	人材開発支援助成金	雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や有給教育訓練休暇制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。
	山梨県福祉保健部医務課 (看護担当) 【TEL:055-223-1484】	新人看護職員卒後研修事業	基本的な臨床実践能力を習得するための看護職員新人研修を実施する病院を支援します
	(公社)山梨県看護協会 【TEL:055-226-4288】	看護職員資質向上研修	看護職員の質の向上及び技術の普及を図るための専門性の高い各種研修会を実施します。
	(公社)山梨県看護協会 【TEL:055-226-4288】	認定看護師養成・派遣支援事業	自施設の看護職員に対し認定看護師養成に係る経費を助成する医療機関を支援します。
	(公社)山梨県看護協会 山梨県ナースセンター 【TEL:055-226-0110】	新人看護職員指導担当者研修	新卒および中途採用者の研修指導にあたる者を対象に、卒後臨床研修に関する支援の充実を図るための研修会を実施します。
その他	厚生労働省山梨労働局雇用環境・均等室 【TEL:055-225-2851】	次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定 (くるみんマーク・プラチナくるみんマークの取得)	次世代法に基づき行動計画を策定・届出を行い、一定基準を満たした事業主は、申請を行うことにより認定を受け「くるみん」又は「プラチナくるみん」を取得できます。取得した企業は、仕事と育児の両立がしやすい職場であることがアピールでき、企業イメージアップ、人材確保につながります。また、「公共調達における加点評価」の対象となります。
		女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の認定 (えるぼしマークの取得)	女性活躍推進法に基づき行動計画の策定・届出を行い、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、申請を行うことにより認定を受け「えるぼし」を取得できます。取得した企業は、女性の活躍を推進している企業であることをアピールでき、企業イメージアップ、人材確保につながります。また、「公共調達における加点評価」の対象となります。
	厚生労働省山梨労働局職業安定部 職業安定課 【TEL:055-225-2857】	若年雇用促進法に基づく厚生労働大臣の認定 (ユースエールの取得)	若年雇用促進法に基づく認定基準を満たす中小企業事業主は、申請を行うことにより認定を受け「ユースエール」を取得できます。取得した企業は、対外的にアピールするほか、ハローワークなどで重点的PRを実施し、企業のイメージアップや優秀な人材確保などが期待されます。また、「若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算」「公共調達における加点評価」などの対象となります。
	山梨産業保健総合支援センター 【TEL:055-220-7020】	メンタルヘルス対策等産業保健事業に関する相談等	事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応や研修等を行っております(メンタルヘルス対策の普及促進のための個別支援等)。また、山梨県内には、4カ所の地域産業保健センターがあり、労働者数50人未満の事業場を対象に、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談等を行っております。なお、利用にあたっては全て無料です。
	山梨県地域医療支援センター (山梨大学医学部) 【TEL:055-273-1207】	山梨県地域医療支援センター	医師としてのキャリア形成上の相談への対応及び個別の研修プログラム作成等の支援を行います。
	山梨県県民生活部県民生活・男女参画課 【TEL:055-223-1358】	山梨県男女共同参画推進事業者等表彰	女性の採用・登用や職域拡大、仕事と家庭の両立を支援するための取組等、男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでおり、他の模範となる事業者を知事が表彰します。
	山梨県産業労働部労政雇用課 【TEL:055-223-1561】	働き方改革推進企業支援事業	県内企業における働き方改革を推進するため、経営者等を対象としたセミナーの開催や、働き方改革アドバイザーが企業訪問し、現状分析や改革プランの提案を行い、必要に応じて社会保険労務士等の専門家を無料で派遣し、労働環境の改善に向けた支援を実施します。
	山梨県産業労働部労政雇用課 【TEL:055-223-1561】	就業規則作成等講習会等開催	中小企業に対して就業規則の整備を支援するとともに、働きやすい職場環境づくりに向けて、就業規則の運用等に関する指導・助言を行い、労働者の仕事と家庭の両立を図ります。
山梨県産業労働部労政雇用課 【TEL:055-223-1561】	中小企業労務改善優良団体等知事表彰	中小企業の人事・労務管理の改善、福祉の向上等について積極的に取り組んでいる団体、個人及び企業に対して知事が表彰する制度です。	